

## 「特約付き金銭信託」の約款変更公告

今般、情報端末による電子サインでの申込受付方法の追加に伴い、情報端末による信託契約の申込等に関する特約条項を導入するため、および遺留分制度の見直しにかかる遺留分減殺請求の表記を変更するため「特約付き金銭信託(合同運用型)「〈ひろぎん〉家族つなぐ信託」および「特約付き金銭信託(合同運用型)「〈ひろぎん〉想いつづく信託」の約款を令和元年8月21日付中国財務局長認可を得て、令和元年10月1日より次の通り変更致します。  
信託約款の変更および変更の内容について異議のある委託者または受益者はそれぞれ令和元年9月26日までに弊社までお申出ください。

### 特約付き金銭信託(合同運用型)「〈ひろぎん〉家族つなぐ信託」約款

第13条の第10号を次の通りとする。

- ⑩遺留分減殺請求または遺留分侵害額請求に基づき信託財産の全部または一部が第2受益者以外の遺留分権利者に帰属することが、確定判決等により当行に判明したとき

第26条の第1項を次の通りとする。

- (1)委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約関係者のご印鑑は、申込時に押印した印鑑もしくは指定預金口座の届出印鑑とします。

第30条を次の通りとする。

第30条(第2受益者または当行に遺留分減殺請求等がなされた場合)

- (1)この信託の第2受益者に対する受益権の付与につき当行に対し遺留分減殺請求または遺留分侵害額請求(以下、あわせて「遺留分減殺請求等」といいます。)がなされた場合、または、この信託の第2受益者に対し遺留分減殺請求等がなされたことが当行に通知された場合、当行は、当該遺留分減殺請求等に基づき信託財産の全部または一部が第2受益者以外の遺留分権利者に帰属することおよび信託財産のうち当該権利者に帰属すべき具体的な金額(以下「遺留分相当額」といいます。)が明示されている確定判決、和解調書、調停調書または受益者と遺留分権利者間の合意書等(以下「確定判決等」といいます。)が当行に提示されるまで、第2受益者に対する信託財産の交付を行わないことができます。

- (2)遺留分減殺請求等に基づき信託財産の全部または一部が第2受益者以外の遺留分権利者に帰属することおよびその具体的な遺留分相当額が明示されている確定判決等を添付のうえ、当行所定の書面により遺留分権利者から遺留分相当額の支払請求があり、当行がこれを承認したときは、遺留分権利者に遺留分相当額の金銭を一括して支払うものとします。

第33条の後に次の特約条項を追加する。

一 情報端末による信託契約の申込等に関する特約条項 一

この特約は、当行の定める情報端末を利用してこの信託契約のお申込手続を行う場合に、委託者から申出があり、かつ当行がこれを承諾したときに、主たる約款・規定に付加して適用します。

この場合、委託者は申込書への記載および提出にかえて、当行所定の情報端末に表示された申込画面に必要な事項を入力、または確認し、電子サインを行うことにより申込をすることができるものとします。

なおその際、印鑑の徴求は行いません。この場合にはこの信託約款に関する約款・規定中の「申込書」は「情報端末の申込画面」、「署名」「押印」は「電子サイン」とそれぞれ読み替えるものとし、その他電子サインにより署名・押印を省略することと矛盾する規定は適用されないものとします。

また、委託者より電子サインをいただいた際の取扱いの場合、そのために生じた損害については、当行はその責任を負いません。

### 特約付き金銭信託(合同運用型)「〈ひろぎん〉想いつづく信託」約款

第31条の第1項を次の通りとする。

- (1)委託者、受益者、受贈候補者、指定受贈者、帰属権利者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約関係者のご印鑑は、申込時に押印した印鑑もしくは指定預金口座の届出印鑑とします。

第35条を次の通りとする。

第35条(帰属権利者または当行に遺留分減殺請求等がなされた場合)

- (1)帰属権利者の指定につき当行に対し遺留分減殺請求または遺留分侵害額請求(以下、あわせて「遺留分減殺請求等」といいます。)がなされた場合、または、帰属権利者に対し遺留分減殺請求等がなされたことが当行に通知された場合、当行は、第23条第3項の規定に関わらず、

当該遺留分減殺請求等に基づき信託財産の全部または一部が帰属権利者以外の遺留分権利者に帰属することおよび信託財産のうち当該権利者に帰属すべき具体的な金額(以下「遺留分相当額」といいます。)が明示されている確定判決、和解調書、調停調書または帰属権利者と遺留分権利者間の合意書等(以下「確定判決等」といいます。)が当行に提示されるまで、帰属権利者に対する残余財産の交付を停止します。

(2)遺留分減殺請求等に基づき残余財産の全部または一部が帰属権利者以外の遺留分権利者に帰属することおよびその具体的な遺留分相当額が明示されている確定判決等を添付のうえ、当行所定の書面により遺留分権利者から遺留分相当額の支払請求があり、当行がこれを承認したときは、遺留分権利者に遺留分相当額の金銭を一括して支払うものとします。

第 37 条の後に次の特約条項を追加する。

— 情報端末による信託契約の申込等に関する特約条項 —

この特約は、当行の定める情報端末を利用してこの信託契約のお申込手続を行う場合に、委託者から申出があり、かつ当行がこれを承諾したときに、主たる約款・規定に付加して適用します。

この場合、委託者は申込書への記載および提出にかえて、当行所定の情報端末に表示された申込画面に必要な事項を入力、または確認し、電子サインを行うことにより申込をすることができるものとします。

なおその際、印鑑の徴求は行いません。この場合にはこの信託約款に関する約款・規定中の「申込書」は「情報端末の申込画面」、「署名」「押印」は「電子サイン」とそれぞれ読み替えるものとし、その他電子サインにより署名・押印を省略することと矛盾する規定は適用されないものとします。また、委託者より電子サインをいただいでる取扱いの場合、そのために生じた損害については、当行はその責任を負いません。

2019 年 8 月 26 日

広島市中区紙屋町一丁目 3 番 8 号



## 公告中断についての追加公告

### 1. 公告中断日時

2019 年 8 月 27 日(火曜日) 午前 8 時 00 分から午前 9 時 03 分まで

### 2. 公告中断事由

公告掲載時間において、サーバーメンテナンスのため公告を中断しました。